一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛媛県北宇和郡鬼北町
二　構造改革特別区域の名称　【奥四万十きほく】どぶろく・リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　愛媛県北宇和郡鬼北町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年内閣府告示第七百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊万里市
二　構造改革特別区域の名称　伊万里サステイナブル・フロンティア知的特区
三　構造改革特別区域の範囲　伊万里市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業（一一二三）

○内閣府告示第三百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第二百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小林市
二　構造改革特別区域の名称　名水のまち　ワイン・どぶろくづくり特区
三　構造改革特別区域の範囲　小林市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿児島県大島郡徳之島町
二　構造改革特別区域の名称　徳之島地域資源果実酒・リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　鹿児島県大島郡徳之島町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市
二　構造改革特別区域の名称　よこはま若者サポートステーションにおけるハローワークインターネットサービス求人情報を利用した職業紹介特区
三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

○内閣府告示第三百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百七十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊那市
二　構造改革特別区域の名称　まほらいな有害鳥獣被害防止特区
三　構造改革特別区域の範囲　伊那市の全域

○内閣府告示第三百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第七百八十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県小県郡長和町
二　構造改革特別区域の名称　ながと有害鳥獣被害防止特区
三　構造改革特別区域の範囲　長野県小県郡長和町の区域の一部（旧長門町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第三百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十七年内閣府告示第五百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県東筑摩郡坂井村
二　構造改革特別区域の名称　さかい有害鳥獣被害防止特区
三　構造改革特別区域の範囲　長野県東筑摩郡坂井村の全域

○内閣府告示第三百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県北設楽郡豊根村
二　構造改革特別区域の名称　とよね有害鳥獣被害防止特区
三　構造改革特別区域の範囲　愛知県北設楽郡豊根村の全域

○内閣府告示第三百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第二百六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町
二　構造改革特別区域の名称　ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区
三　構造改革特別区域の範囲　伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市並びに兵庫県川辺郡猪名川町の全域

○内閣府告示第三百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第五百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十四年十一月三十日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町
二　構造改革特別区域の名称　西播磨「水と緑の郷」特区
三　構造改革特別区域の範囲　相生市、赤穂市、宍粟市及びたつの市並びに兵庫県揖保郡太子町、赤穂郡上郡町及び佐用郡佐用町の全域